

国説明資料【抜粋】 乳児等のための支援給付交付金（こども誰でも通園制度）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とする。

事業の概要

【対象児童】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない

0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点
企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター 等で設備基準を満たす事業所

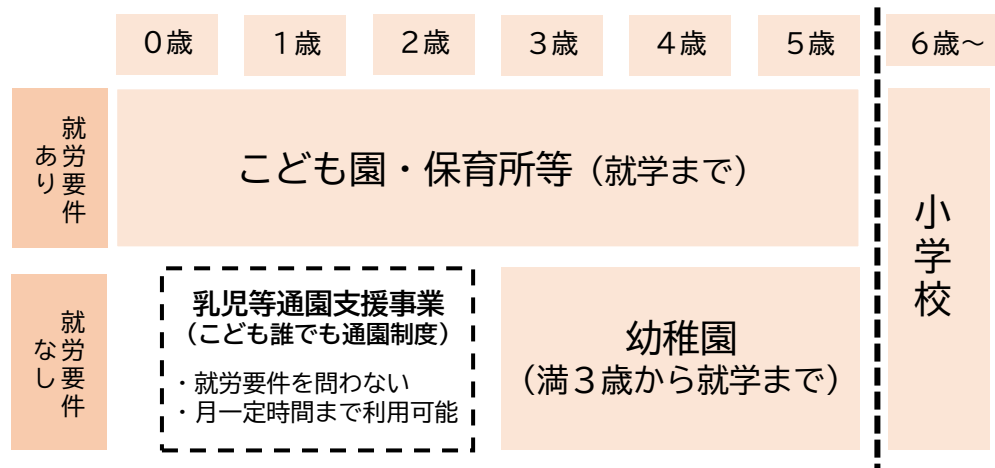
【実施方法】 一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単 価】 月の利用可能時間について、10時間を上限とした上で、こども一人1時間当たりの単価を設定。
加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても単価を設定。

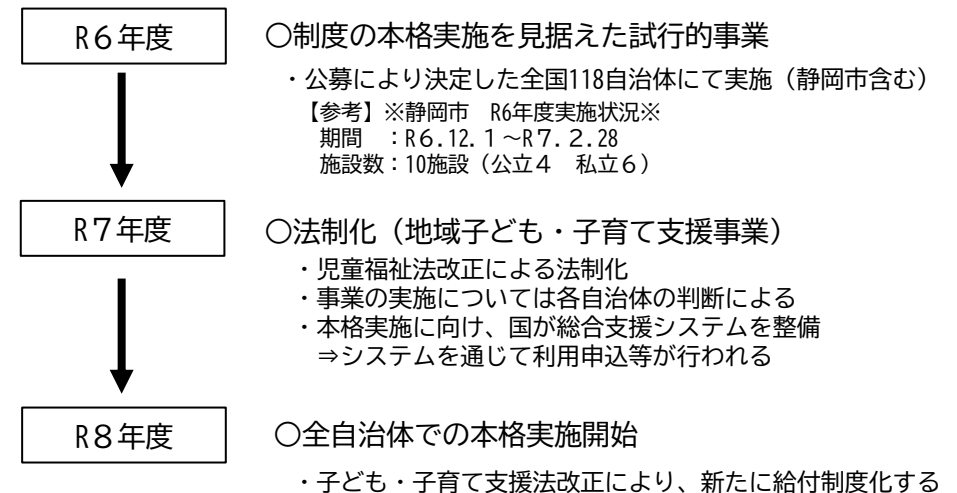
	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,700円
1、2歳児	1,400円
障害児加算	600円
要支援家庭のこども加算	600円
医療的ケア児加算	2,400円
初回面談加算 0歳児	1,700円
1、2歳児	1,400円
保護者支援面談加算	1,400円

R8～新設
実施1回あたりの単価

就学までの位置づけ（イメージ）



本格実施に向けたスケジュール

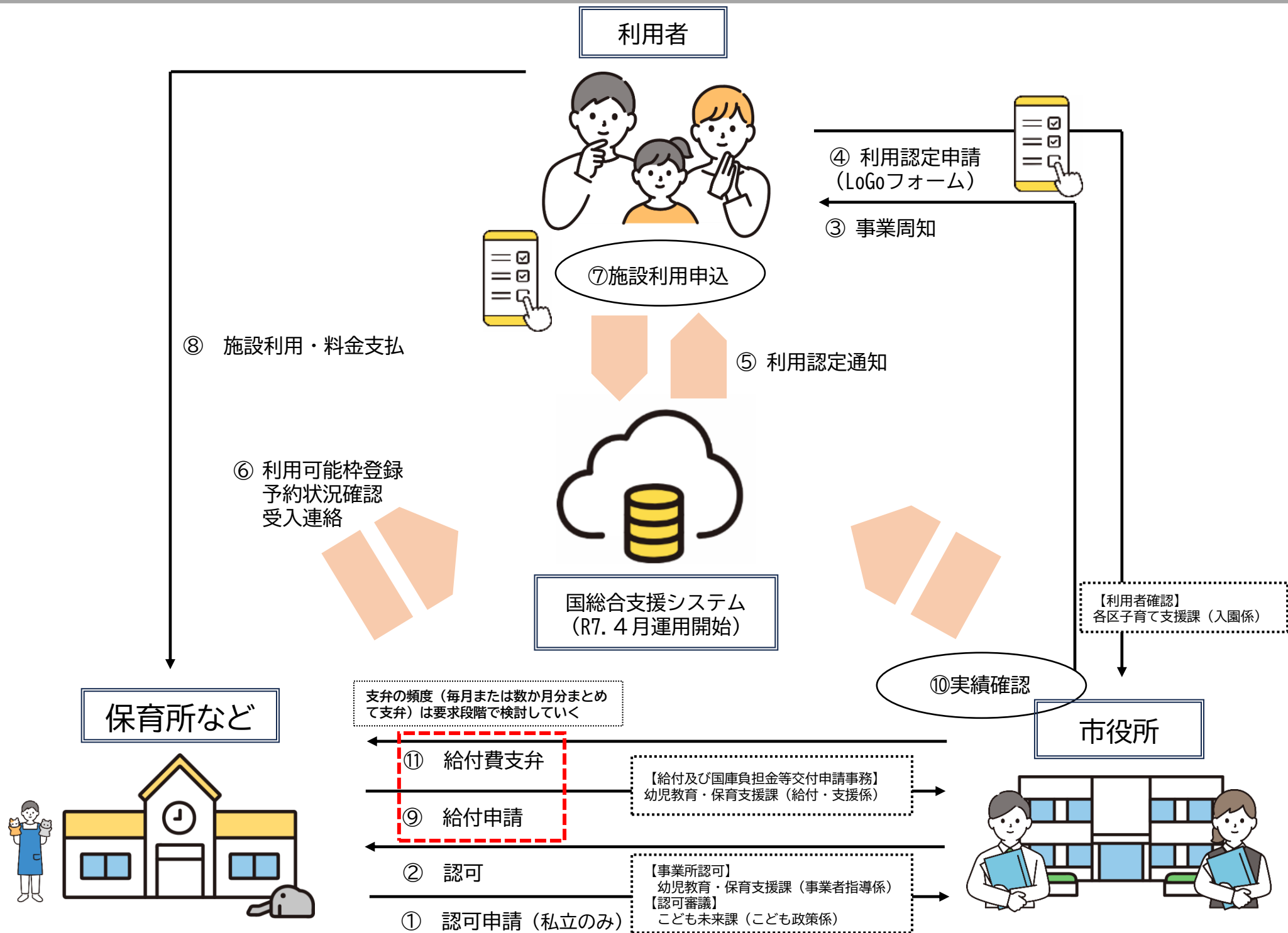


【静岡市】乳児等のための支援給付 R 8 年度実施概要

対象年齢	保育所等に通園していない 生後6月～満3歳未満	利用上限	月10時間	対象人数	約3,400人							
実施時期	R8.4.1～	事業目的	国が示す基準（給付費単価、職員配置や運営基準等）に基づき、こども誰でも通園制度を本格実施する。									
実施施設	（１）保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業） （２）その他、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）及び静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月6日静岡市条例第12号）（以下「設備運営基準等」という。）において定められている基準を満たす静岡市内の施設											
実施方法	一般型（在園児合同型または専用室独立型）または余裕活用型 ※施設により認可申請時にいずれかを選択											
実施内容	事業実施施設を公募・認可の上で決定する。その後は国総合支援システムを活用し受入枠の公表、申込受付といった利用に係る諸事務を行う。市は各施設が受け入れた対象者数及びその時間数等に応じて給付費を交付する。											
給付費単価	前頁記載の「こども一人1時間当たりの単価」 及び 下記の保護者負担の減免金額（該当世帯がいる場合） を適用する ※R8年度からは公立園に対しても、利用状況に応じた給付費を支弁する。											
スケジュール	R8.1～ （市）国実施概要の周知及び認可・確認申請案内 ⇒ 健康福祉審議会児童福祉専門分科会にて意見聴取の上、認可・確認を行う R8.3 ～ （市）利用認定受付開始（4月～利用開始） ⇒ （随時）利用認定 および 国総合支援システムへの利用者登録 R8.4 ～ 事業開始 （市）年度途中にて利用申請する世帯を対象とした認定（随時） （市）利用施設への給付（月ごと or 数ヶ月分まとめて）											
保護者負担	<table><tr><td rowspan="3">こども1人あたり300円程度（施設の裁量による） ※右記の減免措置あり ※減免額は保護者からは徴収しない。減免相当額は市からの給付費加算額の上乗せにより対応する。</td><td>減免世帯区分</td><td>こども一人 1時間当たり減免金額</td></tr><tr><td>ア：生活保護世帯</td><td>300円</td></tr><tr><td>イ：市民税非課税世帯 ウ：市民税所得割額が 77,101円未満の世帯 エ：要支援児童及び要保護児童 のいる世帯</td><td>200円</td></tr></table>					こども1人あたり300円程度（施設の裁量による） ※右記の減免措置あり ※減免額は保護者からは徴収しない。減免相当額は市からの給付費加算額の上乗せにより対応する。	減免世帯区分	こども一人 1時間当たり減免金額	ア：生活保護世帯	300円	イ：市民税非課税世帯 ウ：市民税所得割額が 77,101円未満の世帯 エ：要支援児童及び要保護児童 のいる世帯	200円
こども1人あたり300円程度（施設の裁量による） ※右記の減免措置あり ※減免額は保護者からは徴収しない。減免相当額は市からの給付費加算額の上乗せにより対応する。	減免世帯区分	こども一人 1時間当たり減免金額										
	ア：生活保護世帯	300円										
	イ：市民税非課税世帯 ウ：市民税所得割額が 77,101円未満の世帯 エ：要支援児童及び要保護児童 のいる世帯	200円										

2

実施イメージ図



令和8年度 実施施設（詳細）

葵区 7施設（市立3 私立4）

施設名	市・私	種別	地域区分	住所	実施期間	実施方法	実施形態	定員(予定)		
								0歳	1歳	2歳
安倍口中央こども園	市立	こども園	静岡北	安倍口団地	R7～	定期利用	一般型(専用室独立)	2		
葵待機児童園あおば	市立	小規模	静岡城北	千代田3丁目	R7～	定期利用	一般型(専用室独立)	2		
中薬科こども園	市立	こども園	静岡西北	大原	R7～	定期利用	一般型(専用室独立)	2		
静岡田町幼稚園	私立	幼稚園	静岡中央	田町4丁目	R7～	柔軟利用	一般型(専用室独立)	0	4	
静岡聖母幼稚園	私立	こども園	静岡中央	城内町	R8～	柔軟利用	余裕活用型※	1	1	
春日保育園	私立	保育所	静岡中央	春日1丁目	R8～	柔軟利用	一般型(在園児合同)	3	3	
若竹こどもの森	私立	こども園	静岡東	瀬名川3丁目	R7～	柔軟利用	一般型(専用室独立)	0	3	2

※入園状況による

駿河区 7施設（市立2 私立5）

施設名	市・私	種別	地域区分	住所	実施期間	実施方法	実施形態	定員(予定)		
								0歳	1歳	2歳
用宗こども園	市立	こども園	静岡長田	用宗5丁目	R7～	定期利用	一般型(専用室独立)	2		
駿河待機児童園おひさま	市立	小規模	静岡西南	登呂3丁目	R7～	定期利用	一般型(専用室独立)	2		
かわはらいづみ幼稚園	私立	幼稚園	静岡長田	みずほ1丁目	R8～	柔軟利用	一般型(専用室独立)	0	9	
ひばり幼稚園	私立	こども園	静岡長田	下川原5丁目	R8～	柔軟利用	一般型(在園児合同)	3	6	
東新田ひばりこども園	私立	こども園	静岡長田	東新田3丁目	R8～	柔軟利用	一般型(在園児合同)	3	6	
キッズハウスひかり	私立	小規模	静岡西南	南町	R8.7～	柔軟利用	余裕活用型※	5	2	
保育所きぼう中村町園	私立	小規模	静岡西南	南町	R8.8～	柔軟利用	余裕活用型※	6	12	

※入園状況による

清水区 4施設（市立1 私立3）

施設名	市・私	種別	地域区分	住所	実施期間	実施方法	実施形態	定員(予定)		
								0歳	1歳	2歳
清水待機児童園まりん	市立	小規模	清水庵原	天神1丁目	R7～	定期利用	一般型(専用室独立)	2		
若竹幼稚園	私立	こども園	清水有度	蜂ヶ谷	R7～	柔軟利用	一般型(専用室独立)	0	3	2
あいわこども園	私立	こども園	清水庵原	下野町	R8～※	柔軟利用	一般型(在園児合同)	1	2	
うど東こども園	私立	こども園	清水有度	吉川	R8～	柔軟利用	一般型(在園児合同)	1	1	

こども誰でも通園制度 R8年度実施施設（所在地）

